（健康保険法第六十五条第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法の一部改正）

第七条　健康保険法第六十五条第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法（平成十年厚生省告示第二百十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
健康保険法第六十五条第四項第二号及び第三号イに規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第二号及び第三号イの規定により算定する病床の数は、同条第二項に規定する病床の種別に応じ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項に規定する地域における同法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定める基準病床数（療養病床及び一般病床にあっては、療養病床及び一般病床に係る基準病床数とする。）から、当該地域における既存の病床であって保険医療機関の病床以外のものの数を減じて算定した数（療養病床及び一般病床にあっては、それぞれ次の各号に掲げる病床の種別に従い、それぞれ当該各号に定める数を更に減じて算定した数とする。）とする。 一・二　（略）	健康保険法第六十五条第四項第二号に規定する厚生労働大臣の定める病床の数の算定方法 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第四項第二号の規定により算定する病床の数は、同条第二項に規定する病床の種別に応じ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条の二第一項に規定する地域における同法第三十条の四第一項に規定する医療計画に定める基準病床数（療養病床及び一般病床にあっては、療養病床及び一般病床に係る基準病床数とする。）から、当該地域における既存の病床であって保険医療機関の病床以外のものの数を減じて算定した数（療養病床及び一般病床にあっては、それぞれ次の各号に掲げる病床の種別に従い、それぞれ当該各号に定める数を更に減じて算定した数とする。）とする。 一・二　（略）

（療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部改正）

第八条　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準 一　（略） 二　特別の療養環境の提供に関する基準 ㈠　（略） ㈡　特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合以下とする。 イ　当該保険医療機関の所在地を含む区域（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）における療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）及び一般病床（同法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。）の数が、同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しており、かつ、特別の療養環境に係る病床数の当該保険医療機関の病床数に対する割合を増加しても患者が療養の給付を受けることに支障を来すおそれがないこと。 ロ～ト　（略） ㈢　（略） 三～十五　（略）	第三　療担規則第五条の四第一項、薬担規則第四条の三第一項並びに療担基準第五条の四第一項及び第二十六条の六第一項の選定療養に関して支払を受けようとする場合の厚生労働大臣の定める基準 一　（略） 二　特別の療養環境の提供に関する基準 ㈠　（略） ㈡　特別の療養環境に係る病床数は、当該保険医療機関の有する病床（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号の指定に係る病床に限る。以下この号において同じ。）の数の五割以下でなければならないものとする。ただし、厚生労働大臣が次に掲げる要件を満たすものとして承認した保険医療機関にあっては、当該承認に係る病床割合以下とする。 イ　当該保険医療機関の所在地を含む区域（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第二項第九号に規定する区域をいう。）における療養病床（同法第七条第二項第四号に規定する療養病床をいう。）及び一般病床（同法第七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。）の数が、同法第三十条の四第一項に規定する医療計画において定める当該区域の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しており、かつ、特別の療養環境に係る病床数の当該保険医療機関の病床数に対する割合を増加しても患者が療養の給付を受けることに支障を来すおそれがないこと。 ロ～ト　（略） ㈢　（略） 三～十五　（略）